

特別養護老人ホームやすらぎ荘管理運営規程 (老人福祉法)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東山愛光会（以下「本会」という。）が、設置経営する特別養護老人ホームやすらぎ荘（以下「施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、老人福祉の増進を図るため老人福祉法、（昭和38年法律第133号）第20条の3及び第20条の5並びに介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第13項及び同条第21項に掲げる業務を行うものとし、入所者の施設サービスに万全を期するものとする。

第2章 職員及び職務内容

(職員)

第3条 施設に、次に掲げる職員を必要に応じて置く。職員定数は、国の配置基準を下回らない人数とする。

- (1) 施設長
- (2) 副施設長
- (3) 医師
- (4) 生活相談員
- (5) 介護支援専門員
- (6) 看護職員
- (7) 介護職員
- (8) 管理栄養士又は栄養士
- (9) 機能訓練指導員
- (10) 事務員
- (11) 技能手兼運転手
- (12) 夜勤専門員

(職務)

第4条 施設の職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、法令、諸規程に従い職員を指揮監督し、施設の管理運営にあたる。
- (2) 副施設長は、施設長を補佐し、施設長に事故あるときは、その職務を代理する。
また、庶務、経理等の事務に従事する。
ただし、これによりがたい場合は、業務分担により定める。
- (3) 医師は、施設の診療施設設備を管理し、入所者等の健康診断及び医療を担当する。
- (4) 生活相談員は、入所者等について常にケース記録を整理するとともに、入所者等の日常生活の向上を図るための指導並びに機能回復訓練指導を行う。
- (5) 介護支援専門員は、入所者等がその心身の状況等に応じ、適切な施設サービスを受けられるよう、日常生活を営むのに必要な援助に関する指導を行う。
- (6) 看護職員は、施設の環境衛生に留意し、入所者等の健康保持を図るとともに、医師

の指示に従い医療サービス及び診療の補助業務を担当する。

- (7) 介護職員は、入所者等の日常生活を指導介護する。
- (8) 栄養士は、食品衛生及び給食計画等に関する業務を担当する。
- (9) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する。
- (10) 技能手兼運転手は、公用車の運転、管理及び施設の保守管理に従事する。
- (11) 夜勤専門員は、介護職員が行う業務の補助を行うものとする。

(利用定員)

第4条の2 利用定員は次のとおりとする。

利用定員 50名

第3章 入所及び退所

(指定介護老人福祉施設の入所手続等)

第5条 利用希望者の入所手続等については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)によるもののほか、次のとおりとする。

- 2 利用を希望する場合は、特別養護老人ホーム入所申込書(様式第1号)(以下「入所申込書」という。)を施設長に提出しなければならない。
- 3 施設長は、前項の入所申込書を受理したときは、入所希望調査表(様式第10号)により介護支援専門員に施設サービス計画の作成を命じ、利用希望者(家族を含む)と施設サービス計画に基づいて説明しなければならない。
- 4 施設長は、利用希望者と施設サービス計画について合意に達したときは、介護老人福祉施設サービス契約(様式第11号)を締結するものとする。
- 5 利用希望者は、前項により契約を締結したときは、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 身元引受書(様式第2号)
 - (2) 誓約書(様式第3号)
 - (3) 戸籍謄本
- 6 施設長は、第4項により契約したときは、利用希望者に介護老人福祉施設サービス利用決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。
- 7 施設長は、新たに入所した者について衣類、所持金品、健康状態並びに心身の障害程度を調査し、適切な措置を講じなければならない。
- 8 施設長は、前項の者に対し、施設の運営方針、日課、入所者の守らなければならない事項を説明し、同意を得なければならない。
- 9 施設長は、入所者の日常生活について、日課を定めなければならない。
- 10 施設長は、入所者が次の各号に該当するときは、介護老人福祉施設サービス契約解除通知書(様式第5号)を交付して契約を解除し、退所させることができる。
 - (1) 施設長の指示する事項に違反し、施設の秩序を乱したとき。
 - (2) 負傷、病気、その他の理由により、3ヶ月以上の長期入院または、施設外で生活するとき。
 - (3) 第4項に係る契約に違反したとき。
- 11 施設長は、前項の規定により、入所者を退所させようとするときは、入所者又は家

族と協議するものとする。

(指定短期入所生活介護の利用手続)

第6条 利用希望者の入所手続等については、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)及び東山町在宅老人短期保護(ショートステイ)事業実施要綱によるもののほか、次によるものとする。

- 2 利用を希望する場合は、短期入所生活介護サービス入所申込書(様式第6号)(以下「入所申込書」という。)を、施設長に提出しなければならない。
- 3 施設長は、前項の入所申込書を受理したときは、入所時面接調査表(様式第12号)により介護支援専門員に施設サービス計画の作成を命じ、利用希望者(家族を含む)と短期入所生活介護計画に基づいて説明しなければならない。
- 4 施設長は、利用希望者と短期入所生活介護計画について合意に達したときは、短期入所生活介護施設サービス契約(様式第13号)を締結するものとする。
- 5 利用希望者は、前項により契約を締結したときは、誓約書(様式第7号)を提出しなければならない。
- 6 施設長は、前項により契約を締結したときは、利用希望者に短期入所生活介護サービス利用決定通知書(様式第8号)を交付するものとする。
- 7 施設長は、新たに入所した者について衣類、所持金品、健康状態並びに心身の障害程度を調査し、適切な措置を講じなければならない。
- 8 施設長は、前項の者に対し、施設の運営方針、日課、入所者の守らなければならない事項を説明し、同意を得なければならない。
- 9 施設長は、入所者の日常生活について、日課を定めなければならない。
- 10 施設長は、入所者が次の各号に該当するときは、短期入所生活介護サービス契約解除通知書(様式第9号)を本人に交付して契約を解除し、退所させることができる。
 - (1) 施設長の指示する事項に違反し、施設の秩序を乱したとき。
 - (2) 第4項に係る契約に違反したとき。
- 11 施設長は、前項の規定により、入所者を退所させようとするときは、入所者若しくは家族と協議するものとする。

(利用料等の受領)

第7条 利用料は、介護福祉サービスに係る法定代理受領サービスを提供した場合には、法の規定により定められた指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)及び短期入所生活介護サービスに係る法定代理受領サービスを提供した場合には、法の規定により定められた別表の範囲内で利用料を徴収するものとする。

(納付)

第8条 利用者は、納入通知書により、利用料を指定した期限までに納付しなければならない。

(徴収)

第9条 利用料を徴収したときは、利用者に対し領収書を交付しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者である岩手県に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年6月12日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第2号

身元引受書

入所者の本籍

入所者の現住所

入所者の氏名

(年 月 日生)

上記の者は、今般貴所に入所許可を受け、入所させました上は、規則その他申し
合わせ事項を固く守らせます。

万一これに違反する行為があった場合は、私が一切の責任を負い貴所から即時退所させ
ます。

よって身元引受書を念のため提出いたします。

年 月 日

身元引受人の本籍

身元引受人現住所

身元引受人の氏名

⑩

身元引受人の職業

入所者との続柄又は関係 ()

社会福祉法人東山愛光会
特別養護老人ホームやすらぎ荘
施設長 殿

様式第3号

誓 約 書

本 籍

現 住 所

入所者氏名

(年 月 日生)

今般貴所に入所許可になり、入所いたしました上は、規則その他申し合わせ事項を厳守いたします。

万一これに違反する行為がありましたなら、退所を命じられても異議等申し立てず、即刻退所いたします。

年 月 日

氏 名

⑩

社会福祉法人東山愛光会
特別養護老人ホームやすらぎ荘
施設長 殿

年 月 日

介護老人福祉施設サービス利用決定通知書

殿

社会福祉法人東山愛光会
特別養護老人ホームやすらぎ荘
施設長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった介護老人福祉施設サービスの利用に関し、
次のとおり決定したので通知します。

対 象 者	氏 名		生年月日	年 月 日
実施するサービス	契約書のとおり			
開 始 時 期	年 月 日から			
費 用	契約書のとおり			
そ の 他 特 記 事 項				

年 月 日

介護老人福祉施設サービス契約解除通知書

殿

社会福祉法人東山愛光会
特別養護老人ホームやすらぎ荘
施設長 ⑩

介護老人福祉施設サービス契約を下記理由により解除することとしたので通知します。

対 象 者	氏 名		生年月日	年 月 日
解 除 の 日	年 月 日から			
解 除 の 理 由				

年 月 日

短期入所生活介護サービス利用申込書

社会福祉法人東山愛光会
特別養護老人ホームやすらぎ荘
施設長 殿

申込者 住所
氏名
電話番号

次のとおり短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護サービスを利用したいので申し込みます。

対 象 者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
介護認定	介 護 度			
	認定年月日	平成 年 月 日	被保険者番号：	
利 用 年月日	年 月 日から 年 月 日まで			

年 月 日

介護予防短期入所生活介護サービス利用申込書

社会福祉法人東山愛光会
特別養護老人ホームやすらぎ荘
施設長 殿

申込者 住所
氏名
電話番号

次のとおり短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護サービスを利用したいので申し込みます。

対 象 者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
介護認定	介 護 度			
	認定年月日	平成 年 月 日	被保険者番号：	
利 用 年月日	年 月 日から 年 月 日まで			

様式第7号

誓 約 書

本 籍

現 住 所

入所者氏名

(年 月 日生)

今般貴所に入所許可になり、入所いたしました上は規則その他申し合わせ事項を厳守いたします。

万一これに違反する行為がありましたなら、退所を命じられても異議申し立てず、即時退所いたします。

年 月 日

氏 名

⑩

社会福祉法人東山愛光会
特別養護老人ホームやすらぎ荘
施設長 殿

年 月 日

短期入所生活介護サービス利用決定通知書

殿

社会福祉法人東山愛光会

特別養護老人ホームやすらぎ荘

施設長

⑩

年 月 日付けで申請のあった介護老人福祉施設サービスの利用に関し、次のとおり決定したので通知します。

対 象 者	氏 名		生年月日	年 月 日
実施するサービス	契約書とおり			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
費 用	契約書のとおり			
その他特記事項				

年 月 日

短期入所生活介護サービス契約解除通知書

殿

社会福祉法人東山愛光会
特別養護老人ホームやすらぎ荘
施設長 ⑩

短期入所生活介護サービス契約を下記理由により解除することとしたので通知します。

対 象 者	氏 名		生年月日	年 月 日
解 除 の 日	年 月 日から			
解 除 の 理 由				